

2021年3月17日

Contents

I TOPICS

- 今後のセミナー等の情報
- 最近のセミナーや論文等の情報

II Lawyer's Eye

【連載】中国民法典の実務的分析 ～第4回 契約法～

上海オフィス顧問 繆 媛媛  
日本弁護士 唐沢 晃平

III 中国法令アップデート

- ・「中華人民共和国外資保険会社管理条例実施細則」の改正に関する決定(意見募集稿)
- ・海南自由貿易港法(草案)
- ・海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)
- ・クロスボーダー人民元政策の更なる最適化並びに対外貿易及び外資安定化の支援に関する通知
- ・資本項目外貨為替業務ガイドライン(2020年版)
- ・証券市場禁止規定(意見募集稿)
- ・外国の法律及び措置の不当域外適用阻止弁法
- ・企業名称登記管理規定
- ・経営範囲の登記に係る規範化業務の全面的な展開に関する通知(意見募集稿)
- ・炭素排出権取引管理弁法(試行)
- ・中華人民共和国発票管理弁法(改正草案意見募集稿)
- ・インターネット情報サービス管理弁法(改正草案意見募集稿)
- ・信用調査業務管理弁法(意見募集稿)
- ・化粧品登録届出管理弁法
- ・最高人民法院及び司法部による弁護士に対するワンストップ訴訟サービスの提供に関する意見
- ・最高人民法院による人民法院のオンライン案件処理における若干問題に関する規定(意見募集稿)
- ・最高人民法院による民間貸借に関する新たな司法解釈の適用範囲問題に関する回答

IV 中国万感

中国で流行している学生・社会人向け「学習アプリ」

中国弁護士 鄧 翌雲

## I TOPICS

### 今後のセミナー等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

➤ 第5回(台湾):2021年3月24日(水)14:00

台湾の外資規制とM&A—進出検討から撤退まで—

講師:パートナー弁護士 若林 耕

アソシエイト・台湾弁護士 吳 曉青

➤ 第6回(香港):2020年4月22日(木)

激動の香港におけるM&A ～中国大陸法との比較を交えて～

講師:シニア・フォーリン・カウンセル 香港・英国弁護士 中村祐子

アソシエイト弁護士 横井 傑

#### ◆最近のセミナーや論文等の情報

当事務所のパートナー、森脇章弁護士が執筆したコラムが下記書籍に掲載されました。

「コロナの憲法学」

(弘文堂 大林 啓吾 編)

<https://www.koubundou.co.jp/book/b557582.html>

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第1回(中国メインランド)

「似て非なる中国法」

日時: 2020年10月13日

講師: パートナー森脇章弁護士

第2回(中国メインランド)

「米中通商摩擦:経済安全保障的法務のすすめと中国法規制の動向」

日時: 2020年12月1日

講師: パートナー中川裕茂弁護士

第3回(中国メインランド)

「中国民法典施行直後の総まとめ～日系企業が押さえておくべき中国民法の勘所」

日時: 2021年1月20日

講師: アソシエイト唐沢晃平弁護士、上海オフィス顧問繆媛媛

第4回(中国メインランド)

「中国現法におけるコンプライアンス制度の運用時の留意点」

日時:2020年2月22日

講師:パートナー外国法事務弁護士 屠 錦寧

## II Lawyer's Eye

上海オフィス顧問 繆 媛媛  
日本弁護士 唐沢 晃平

### 【連載】中国民法典の実務的分析 第4回 契約法

#### はじめに

本稿では、中華人民共和国民法典(主席令第45号)のうち、契約編(民法典第三編)の内容について取り上げる。民法典の中でも最もボリュームの大きい分野であり、その分、実質的な法改正があった点も非常に多くなっている。

ただし、本シリーズの目的は民法典を網羅的に取り上げるものではなく、実際に中国実務に影響を与え得る重要なポイントに絞って分析を試みることにあため、以下では民法典の契約編に含まれる改正点の中でも特に企業において注意すべきものをいくつかピックアップして取り上げる。

なお、本シリーズのテーマ表を改めて以下の通り掲載する。

	テーマ
1.	民法典の全体像・民法総則
2.	物権法・保証
3.	人格権
4.	<b>契約法(今回)</b>
5.	権利侵害
6.	民法典に関する重要司法解釈

民法典が施行された2021年1月1日の前後に、民法典に関する多数の司法解釈の改廃及び新設があった。その主要内容については第6回として取り扱う予定である。

#### 第1 契約通則(総論)

民法典第三編「契約」の第一分編「通則」の内容は、基本的に1999年成立の「中華人民共和国契約法」(以下「契約法」)の総則(第一章～第八章)の内容を引き継いでいるが、「最高人民法院による『中華人民共和国契約法』の適用の若干問題に関する解釈(一)」(以下「契約法司法解釈(一)」)、「最高人民法院による『中華人民共和国契約法』の適用の若干問題に関する解釈(二)」(以下「契約法司法解釈(二)」)、「最高人民法院による売買契約の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」(以下「売買契約司法解釈」)等の重要司法解釈の中の一部の条文が法律化される形で追加されているほか、今回を機に様々な改正も加えられている。以下、特に日系企業にとって影響が大きいと思われる改正点について、その具体例を紹介する。

##### 1. 複数言語で作成された契約の文言不一致の解釈方法

日中の当事者間での契約実務においては、日中両言語で契約が作成され、しかも両言語版が同等の効力を有すると定められることが多いため、両言語版の不一致により紛争が生じることが多い。この点、複数の言語で原本が作成され、いずれも同等の効力を有するとされた契約において、文言の不一致が生じた場合の解釈方法につき、契約法125条2項においては、契約の「目的」に基づき解釈を行うとのみ定められていたところ、民法典第466条第2項では、契約の「関連条項、性質、目的及び信義誠実の原則(中国語:诚信原则)等」に照らして解

釈を行うとされ、契約の「目的」以外の要素も考慮されることが明らかになった。本改正の実務上の実際の影響の大きさはまだ不明であるが、日系企業として参照する機会が多い条文への変更であり、留意が必要と思われる。

## 2. 電子契約

契約法第 11 条では、電子データの交換や電子メールにより締結された契約は、契約書により契約が締結された場合と同様に「書面形式」の契約とされていたが、民法典第 469 条第 3 項では、電子データの交換や電子メールが有形的にその記載内容を表示でき、かつ、随時収集して使用可能な場合は「書面形式の契約とみなす」とされた。すなわち、電子データの交換や電子メールにより締結された契約は、事後的に人の目を通して確認できる場合にのみ、その契約締結の事実が認定可能ということであり、電子データの交換の記録や電子メールの適切な保存がますます重要となっている。

ほかにも、インターネット上でユーザーが商品またはサービスを選択し、注文が完了した時点で契約が成立すると定めた新規定(第 491 条第 2 項)や、インターネットを通じて成立した契約の履行の完了時点(郵送された契約目的物が受領された時点、電子データの売買の場合はデータが購入者のシステムに到達した時点、等)を定めた新規定<sup>1</sup>(第 512 条)が追加されているなど、電子契約に関する新条文が多く含まれている。

## 3. 指印による契約の締結

従前も中国では慣習として指印により書面形式の契約を締結するということが行われてきたが、民法典第 490 条により、署名、押印又は指印により書面形式の契約を締結することができると明文化された。なお、中国においても電子署名法が存在し、電子署名も署名としての効力を有するものとされている。

## 4. 定型条項(約款)

これまでの契約法第 39 条及び 40 条、契約法司法解释(二)第 9 条においても、約款等の定型条項を用いる場合は、相手方への注意喚起義務・説明義務があり、これに違反したことにより相手方が事業者側の責任を免除又は制限する規定の存在に気が付かなかった場合は、相手方は定型条項の撤回を求めることができるとされていたが、民法典第 496 条においてはこれに加えて、注意喚起義務・説明義務の違反により、相手方が自身に重大な利害関係を有する条項を「理解しなかった」場合も当該定型条項が契約内容にならないとの主張が可能とされた。どの程度の理解不足をもって「理解しなかった」場合に当たるのか等はなお不明確であるが、今回の改正を受けて、定型条項(約款)の有効性に関する紛争が増加する可能性がある。場合によっては相手方から「注意喚起・説明を受け十分に理解した」という旨の書面を取得するといった対応が適切となる可能性もあるため、今後の実務上の影響に注視が必要と思われる。

## 5. 契約の発効に必要な承認等を取得できなかった場合に関する新規定

中国においては契約の発効に監督行政機関からの承認(批准)等が求められることも多くあるところ、民法典第 502 条第 2 項は、必要な承認等の手続が行われなかったことにより契約の効力発生に影響が生じた場合でも、契約中の承認等を取得すべき義務等を定めた部分はなお有効であり、必要な承認等の手続を履行しなかった当事者に対する責任追及が可能であることが明記された。これにより、契約締結まで話がまとまっても、承認等の取得手続について義務を負う当事者が心変わりして手続を行わないといったリスクが軽減されたといえる。

## 6. 金銭債務の通貨の確定

金銭債務をいかなる通貨によって支払うべきかについて、法律の定めや当事者間の合意がない場合、債権者は契約履行地の法定通貨により支払うことを求めることができるとの条文が新設された(民法典第 514 条)。契約

<sup>1</sup> 電子商取引について定めた「電子商務法」第 51 条に類似規定が既に存在しているところ、今後は民法典第 512 条と併存することになる。

において可能な限りこの点は明確に定めておくことが望ましいが、中国法準拠のクロスボーダー取引においてこの点が明確に合意されなかった場合には本条を参照することとなることに留意されたい。

## 7. 事情変更の原則

中国民法においても、日本民法における「事情変更の原則」とほぼ同様の法理が存在するところ、従前は司法解釈レベルで関連する規定が置かれていたが(契約法司法解釈(二)第 26 条)、この度法律レベルの明文規定として民法典第 533 条が設けられた。事情変更の原則は、日本法においては極めて限られた場面(例えばハイパーインフレが生じたような場合)においてのみ適用の可能性があるものと理解されているが、中国民法の実務においては今後同条を根拠とする主張が増加する可能性があるため、注意が必要である。

## 8. 期間の定めのない契約解除権の行使期限

従来の契約法第 95 条では、期間の定めのない契約解除権が生じた後に、相手方からの催告を受けたにもかかわらず合理的な期間内に行使しなかった場合はかかる権利が消滅すると定められていたところ、民法典第 564 条ではこれに加えて解除権者が解除事由を知った又は知りうべきであった時点から 1 年間行使しなかった場合もかかる権利が消滅すると定められた。実務上、契約の解除事由が生じてもしばらくは様子を見るという判断が行われることも多いところ、今後は 1 年間の不行使により解除権が消滅するという重大な結果が生じることとなるため、注意が必要である。

## 9. その他

本稿においては詳細な紹介は行わないが、上記以外にも、予約契約に関する司法解釈上の規定(売買契約司法解釈第 2 条)の法律化(民法典第 495 条)、選択債権に関する規定の新設(民法典第 515 条、第 516 条)、連帯債務や連帯債権に関する規定の新設(民法典第 519 条～第 521 条)、並存的債務引受に関する規定の新設(民法典第 552 条)、弁済の充当に関する司法解釈上の規定(契約法司法解釈(二)20 条)の法律化(民法典第 560 条)、代替的作為義務の代替履行に関する規定の新設(民法典第 581 条)、受領遅滞の一般的効果に関する規定の新設(民法典第 589 条)等、民法典の契約通則(総論)においては様々な法改正がなされていることに留意されたい。

## 第2 典型契約

第三編「契約」の第二分編「典型契約」には、19 種類の契約に関する基本的な定めが置かれている。具体的には、売買契約、電力・水・ガス・熱供給使契約、贈与契約、金銭貸借契約、保証契約、賃貸借契約、ファイナンスリース契約、ファクタリング契約、請負契約、建設工事契約、運送契約(旅客運送契約、貨物運送契約、複合運送契約)、技術契約(技術開発契約、技術譲渡・技術ライセンス契約、技術コンサルティング・技術サービス契約)、寄託契約、倉庫保管契約、委任契約、物業管理サービス契約、取次契約、仲介契約、組合契約である。これらは基本的に契約法の分則(第九章～第二十三章)の規定を引き継いでいるが、上記のうち保証契約、ファクタリング契約、物業管理サービス契約、組合契約の 4 類型については新たに民法上の典型契約として加えられたものである。

### 1. 保証契約

保証契約についてはもともと中国担保法に規定があったところ、今回を機に民法上の典型契約の一つとして定められることとなった(民法典第 681 条～第 702 条)。そして規定の内容自体も従来よりも保証人の保護を強化する方向で修正されている(この点は日本民法の改正と同じ方向性での修正が行われていると言える)。特に重要な点としては、保証契約において、保証の種類が通常保証であるか連帯保証であるかが明記されていない場

合の扱いにつき、担保法においては連帯保証とみなすものとされていたところが、民法典では通常保証とみなすものとされている。

## 2. ファクタリング契約

ファクタリング契約は、中国の実務において頻繁に用いられている契約類型となっているところ、近時におけるその実務上の重要性に鑑みて、今回新たに民法上の典型契約として加えられた(民法典第 761 条～第 769 条)。民法典ファクタリング契約における一般的なルールが定められているほか、リコース型のファクタリング契約と、ノンリコース型のファクタリング契約の双方に関する規定も置かれている。

## 3. 物業管理サービス契約

物業管理サービス契約とは、不動産オーナーと管理会社との間の不動産の維持・管理に関する業務委託契約のことであるが、これもファクタリング契約と同様、記事におけるその実務上の重要性に鑑みて、今回新たに民法上の典型契約として加えられた(民法典第 937 条～第 950 条)。なお、物業管理サービス契約に関しては、2003 年に制定された物業管理条例という行政法規が存在する(2018 年最終改定)。物業管理条例は民法典の制定に際して廃止されておらず、民法典と並存する関係となっているため、今後、物業管理サービス実務においてはその双方を参照する必要がある点に留意が必要である。

## 4. 組合契約

組合契約に関しては、従前は民法通則の中に若干の関連条文が置かれていたが、今回を機に典型契約の一つとして定められることとなった(民法第 967 条～第 978 条)。なお、法人形式の組合については組合企業法という別の法律が存在しており、そちらを参照する必要があるが、今後、非法人形式の組合については民法典の規定を参照することになるものと考えられる。

## 5. その他の典型契約における重要な新条文

上記の新たな典型契約の追加以外に、既存の典型契約に関する条文についても数多くの変更が加えられている。重要なものの一例を挙げると、金銭貸借契約に関して、高利貸しの禁止に関する条文(民法典第 680 条)が新設された。より具体的には、ローンの利率は国家の関連する規定に違反してはならないとの一文が追加されているが、実際に違反した場合の効力(過払い金の返還請求の可否等)については不明確であり、実務上の影響も未知数となっている。なお、民間貸借(金融機関以外の民間企業や民間人から行われる貸付行為)の金利に関しては、2020 年 8 月には民間貸借の上限金利を大幅に引き下げる司法解釈の改正がなされたことに加え<sup>2</sup>、2021 年 1 月には、当該司法解釈は小額貸付会社(日本でいう消費者金融会社)を含む一定の企業が行う貸付には適用がないという従来の取扱いを大幅に変更する司法解釈<sup>3</sup>が新たに出されるなどしており、実務上大きな混乱が生じているところでもあるため、併せて注意が必要である。

### 第3 準契約

第三編「契約」の第三分編は「準契約」について定めている。準契約とは、契約以外の債権の発生原因であり、民法典においては、事務管理(民法典第 979 条～第 984 条)と不当利得(民法典第 985 条～第 988 条)を総称する概念として用いられている(日本民法で言えば不法行為もこの準契約に属するものということになるが、中

<sup>2</sup> 2015 年に施行された司法解釈である「民間貸借案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」の従前の規定によれば、民間貸付における金利は年利 24%までは有効であるが、年利 24%超 36%以下は有効だが司法による保護は受けられない自然債務となり、年利 36%超は無効となるとの定めが置かれていたところ、同規定の改正により、2020 年 8 月 20 日より、上限金利が貸付時の 1 年物ローンプライムレート(LPR)の 4 倍(2021 年 2 月現在の LPR を基礎に計算すると年利 15.4%)と改められた。

<sup>3</sup> 最高人民法院による新民間貸借司法解釈の適用範囲の問題に関する回答(法釈[2020]27 号)

国民法では不法行為責任は権利侵害責任(中国語: 侵权责任)というより大きな枠組みに含まれるものと整理されていることから、準契約の箇所ではなく、第七編「権利侵害責任」の中に関連する規定が置かれている。)。なお、従前は事務管理については民法通則第 93 条に、不当利得については同法第 92 条に、それぞれ一文のみの簡単な条文が置かれているのみであったが、民法典においては関連する規定が大幅に充実化された。その成立要件や効果等がより明確化されている。それでもなお定めのない部分については、性質上適用可能な範囲で第一分編「通則」の規定が適用されるとの新規定(民法典第 468 条)が追加されていることも、重要な改正点である。

以上



## Ⅲ 中国法令アップデート

### 最新中国法令の解説

#### <外商投資関連法令>

「中華人民共和国外資保険会社管理条例实施细则」の改正に関する決定(意見募集稿)

[ポイント] 保険業に対する外資規制を緩和し、対外開放の拡大を図るもので、「中華人民共和国外資保険会社管理条例实施细则」の改正が見込まれる中、同意見募集稿が公布された。規制緩和の内容については、外資による生命保険会社への51%の出資制限が撤廃されることとなった。外資保険会社は、主要株主として、最低1社、経営が正常な保険会社を有しなければならないという出資者条件については、保険会社から保険会社または保険集団(グループ)会社に変更され、その範囲が拡大されることとなった。また、同意見募集稿において、外資保険会社に対する投資が国家の安全に影響を与え、又は影響を与える恐れがある場合、「外商投資安全審査」を受けなければならないことが明確化された。

[公布/公表機関] 中国銀行保険監督管理委員会

(意見募集期間:2020年12月31日~2021年2月15日)

[原文] [中国银保监会关于修改《中华人民共和国外资保险公司管理条例实施细则》的决定\(征求意见稿\)](#)

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

#### <自由貿易試験区関連法令>

##### 海南自由貿易港法(草案)

[ポイント] 本草案は、2020年6月に中国共産党中央委員会及び國務院から「海南自由貿易港建設全体計画(海南自由贸易港建设总体方案)」が発表されて以降推し進められてきた海南島の自由貿易港建設に関して、基本的な制度を定めるものである。自由貿易港とは、港灣地域を関税上の外国とみなし、輸入貨物に関税を課さない保税制度を実施し、貨物や船舶の自由な往来を認めるという制度であるが、上記計画においては海南島全域を自由貿易港として建設を進めることが定められている。本法草案においては、海南自由貿易港(自貿港)における貿易の自由化、投資の自由化、税制制度等に関する基本的な事項が規定されている。貿易に関しては、海南島全体において税関管理特殊区域制度を設け、出入自由、安全便利な貨物貿易管理制度を確立すること(11条)、自貿港から国外に出入りする貨物等についてはリスト管理を行い、リスト以外の貨物等については税関の監督のもと自由に出入りすることができること(12条)、自貿港から中国本土のその他の地域に貨物が入る場合には輸入に準じて関連する手続を行うこと(13条)等が規定されている。投資に関しては、自貿港においては高レベルな投資自由化の政策を実行すること(18条)、自貿港における外商投資の参入についてはネガティブリストによる管理を行うこと(19条)、自貿港での市場参入を緩和し、特別な市場参入リストを制定すること(20条)等が規定されている。

[公布/公表機関]全国人大常委会

(意見募集期間:2020年12月31日~2021年1月29日)

[原文] [海南自由贸易港法\(草案\)](#)

執筆担当:日本弁護士 徳山 剛史

##### 海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)

[ポイント] 本リストは海南自由貿易港において適用される、外国投資者による投資の制限又は禁止事項を記載

したリストである。外国投資者による投資に関するネガティブリストについては、これまでも全国版と自由貿易区版に分かれて毎年公表されてきたが、海南島の自由貿易港化を進めるにあたって、この度新たに海南自由貿易港のみに適用されるネガティブリストが制定された。本リストの項目数は 27 項目となっており、全国版の 33 項目、自由貿易区版の 30 項目に比べて項目数が少なくなっている。自由貿易区版と比べ、社会調査への投資の制限が緩和され、自動車の製造等に関する制限がなくなっている。

[公布／公表機関] 国家発展改革委員会、商務部

2020 年 12 月 31 日公布、2021 年 2 月 1 日施行(商務部令第 39 号)

[原文] [海南自由貿易港外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2020 年版）](#)

執筆担当：日本弁護士 徳山 剛史

## <金融関連法令>

### クロスボーダー人民元政策の更なる最適化並びに対外貿易及び外資安定化の支援に関する通知

[ポイント] 2020 年 9 月 18 日に意見募集稿が公布されていた本通知は、基本的には意見募集稿の内容そのままに、文言の調整を行って、2020 年 12 月 31 日に正式公布された。すなわち、本通知は、人民元投資決済の更なる便利化、越境人民元の決済手続の簡素化、越境投資管理の優先度の引き上げ、個人による人民元を用いた越境支払いの便利化、海外機関の人民元による銀行決済口座使用の便利化という 5 つの方面について、一定の条件の下で越境人民元決済業務に主管部門の許可を不要とし、電子資料による審査方法の導入、国内における人民元収入を用いた再投資・M&A・株式譲渡の際の専用口座開設要求の取消し等を内容としている。また、意見募集稿からの主要な変更として、銀行が企業の口座開設を行う際にも、市場監督管理局等のシステムにおいて開示されている情報を参照できるとされたが(したがって、企業にとり資料提出の負担減少が期待される。)、外商投資企業による資本金を用いた国内再投資については、全面的な制限の取消しではなく、国内投資の条件を満たす真正なものであることを前提として、資本項目収入をもって再投資できるとした(もともと、投資を受ける企業は、資本金専用口座を開設する必要はないとされた。)

[公布／公表機関] 中国人民銀行、国家発展改革委員会、商務部、國務院国有資産監督管理委員会、中国銀行保険監督管理委員会、国家外貨管理局

2020 年 12 月 31 日公布、2021 年 2 月 4 日施行(銀發[2020]第 330 号)

[原文] [关于进一步优化跨境人民币政策 支持稳外贸稳外资的通知](#)

執筆担当：日本弁護士 藤本 博之

### 資本項目外貨為替業務ガイドライン(2020 年版)

[ポイント] 国家外貨管理局が中国の外貨管理規制における資本項目の外貨管理手続に関して発行している業務ガイドラインの 2020 年版が発表された。2017 年版からの更新であり、第 1 部分と第 2 部分(外貨管理総局と分局の事務に関するガイドライン部分)が削除されたほか、資本項目の外貨管理に関する開放と緩和が押し進められている。具体的な変更点としては、外商直接投資に関し、「登録地」の銀行又は外貨局でなければできなかった外貨登記手続が、「所在地」の銀行又は外貨局で行えるものと改められるなどしている。また、クロスボーダー融資に関し、契約上の貨幣、出金貨幣、返済貨幣の 3 つが一致していることが求められていたところが、出勤貨幣と返済貨幣の一致のみ一致していればよいものとされているほか、非銀行債務者が外債契約を締結した場合の登記届出期間が外債契約の締結後 15 日以内とされていたところが遅くとも外債出金の 3 日以上前までと緩和されるなどしている。証券投資に関しては、ノンバンク金融機関の外貨資本金や外国上場株式募集資金については外貨局の審査認可が不要となったり、ノンバンク金融機関による人民元・外国通貨の両替は原則として年に 1 回を超えてはならないとの規制が廃止されたりしたほか、中国内の個人が外国上場会社のエクイティインセンティブプランに参加するための外貨管理上の要求が緩和されるなどしている。

[公布／公表機関] 国家外貨管理局

2021年1月22日公布（滙総発〔2020〕89号）

[原文] 資本項目外匯業務指引（2020年版）

附件1：資本項目外匯業務指引（2020年版）

執筆担当：日本弁護士 唐沢 晃平

### 証券市場禁止規定（意見募集稿）

[ポイント] 2020年3月1日から施行されている改正証券法において、法律等に違反した場合に情状等が重大な場合に、行政処罰として証券業務への従事、発行体の役員への就任、その他一定の期間内における証券取引所における取引禁止等（市場参入禁止）を命じることができるとされている（同法 221 条）。本意見募集稿は、当該市場参入禁止の類型・対応する措置を体系化することで証券市場の健全化・管理体制の強化を図ろうとするものである。

[公布／公表機関] 中国証券監督管理委員会

（意見募集期間：2020年1月15日～2月14日）

[原文] 证券市场禁入规定（征求意见稿）

執筆担当：日本弁護士 若林 耕

### <安全保障関連法令>

#### 外国の法律及び措置の不当域外適用阻止弁法

[ポイント] 本弁法は、他国の域外適用を認める法令により、中国の企業等が第三国の企業等との間の経済貿易活動を不当に禁止・制限される場合に当該中国の企業等を保護することを目的として制定された法令である。本弁法は、いわゆる欧州ブロッキング規則などを参考にして立法されたが、欧州ブロッキング規則が規制対象の法令を別紙で管理しているのとは異なり、関連当局が不当な域外適用の状況が存在する否かを個別に認定し、外国法令・措置の禁止令を公布する仕組みとなっている。

禁止令の対象法令等によって損害を受けたり、対象法令等に基づく判決・指定によって損害を受けたりした中国の企業等は、損害を与えた者又は判決・裁定により利益を受けた者に対して中国の人民法院にて損害賠償請求や、強制執行が認められる。

このほか本弁法では、中国の企業等が禁止令を遵守しない場合の制裁金や、逆に禁止令に従って外国法令等を遵守しないことで重大な損害を被った場合の政府からの支援、不当な域外適用の状況に遭遇した場合の中国の企業等に対する報告義務などが定められている。

なお、未だ具体的な適用事例や実施細則等はないため、今後いかなる運用がなされるかについて注視が必要である。

[公布／公表機関] 商務部

2021年1月9日公布、同日施行（商務部令〔2021〕第1号）

[原文] 阻断外国法律与措施不当域外适用办法

執筆担当：日本弁護士 横井 傑

### <会社法関連法令／商業登記>

#### 企業名称登記管理規定

[ポイント] 本規定は、2012年に改正された「企業名称登記管理規定」の改正法であるが、今回の改正の背景は、ここ数年来、商事制度の改革が深化する中、企業名称の事前仮審査等の規定が既に市場のニーズ及び発展に合っていないことにある。

今回の改正により、企業名称の事前仮審査制度は、自由申請制度に変更された。以前は企業名称の登記前に、

使用予定の名称について登記部門に届出をし、その適切性につき登記部門の仮審査を受けることと規定されていたが、今回の改正により、当該仮審査制度はなくなり、登記部門は企業名称を審査しないことになったため、企業は自身の判断で企業名称を選択し、企業名称の登記を申請することができるようになった。

上記のとおり、企業名称に対する事前審査がなくなったため、登記後の管理措置として、本規定において、企業名称の権利侵害に関し、訴訟の提起できる旨明記されたほか、登記部門に対しても是正命令等の権限が付与された。

上記の改正点のほか、企業名称に「中国、中華、中央、全国、国家」等の文言が含まれる際の審査の厳格化等、企業名称の基本的規範もさらに明確化された。

[公布／公表機関] 国務院

2020年12月28日公布、2021年03月01日施行(国務院令第734号)

[原文] [企业名称登记管理规定](#)

執筆担当:北京オフィス顧問 李 彬

### 経営範囲の登記に係る規範化業務の全面的な展開に関する通知(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、市場監督管理部門発行の営業許可と各業界の主管部門が発行する経営許可証を分離することで、会社設立や事業展開の効率化を目指す「証照分離」改革を推し進める目的のもと、全国統一の経営範囲の登記制度を実行することを定めるものである。具体的には、登記事項である会社の「経営範囲」の記載について全国的に統一するため、市場監督管理総局が制定した「登記規範目録」を全面的に使用し、各地の登記機関は申請人に当該目録の中から経営範囲を自ら選択することを指導すること、経営範囲の記載を簡略化し、概括的なものにする、企業登記の内容と許可審査の関連性をより明確にすること(経営範囲の中で許認可不要な項目については「一般項目」、必要な項目については「許可項目」と明示する等)、登記規範目録については更新を行い、新しい分野の産業の発展を支援すること等が規定されている。

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局

(意見募集期間:2021年1月12日～1月18日)

[原文] [关于全面开展经营范围登记规范化工作的通知\(征求意见稿\)](#)

執筆担当:日本弁護士 徳山 剛史

### <環境法関連法令>

#### 炭素排出権取引管理弁法(試行)

[ポイント] 本弁法は、対象となる会社による炭素排出の割当、炭素排出権の登記・取引・精算、温室ガスの排出報告及び確認・検査について定めたものである。炭素排出取引は、2013年から、一部の都市を対象に開始したが、本弁法の施行により、全国に広げるようになった。本弁法によれば、炭素排出権取引市場の対象となる業種は、生態環境部が定め、決定次第で公表する。現時点では、主に電力会社が対象になっているが、報道によれば、今後、対象業種は、石油化学、化学工業、建材、鉄鋼、黒金属、製紙及び国内民用航空に拡大していく予定である。また、本弁法は、「重点排出単位」とされる温室ガス排出量の多い会社については、温室ガス排出の制御、炭素排出データの報告、取引の公表を行う義務を負い、生態環境管轄部門の監督管理を受ける必要があると定めている。

[公布／公表機関] 生態環境部

2020年12月31日公布、2021年2月1日施行(生態環境部令(第19号))

[原文] [碳排放权交易管理办法\(试行\)](#)

執筆担当:中国弁護士 李 芸

## ＜税務関連法令＞

### 中華人民共和国発票管理弁法(改正草案意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、2011年2月1日に施行された「中華人民共和国発票管理弁法」(中華人民共和国国務院例第587号)を改正する意見募集稿である。本意見募集稿の大きな注目点は、発票の定義の中に、オンライン発票が明確に追加されたことにある。オンライン発票については、2011年2月1日付「中華人民共和国発票管理弁法」23条においてその概念が発表された後、オンライン発票システムの推進要請を受けて、2013年2月25日付「オンライン発票管理弁法」(国家税務総局令第30号)で一定の規範化がみられた。当該弁法の発表から8年の時を経て実務的にもオンライン発票の使用が広まったこと受け、本意見募集稿は、オンライン発票にかかる規制を、発票管理弁法に組み入れる形で、発票管理弁法を修正し、オンライン発票を発票の一つの形態であることを明記する形で法的位置づけを明確にしている。本意見募集稿はその他、納税人及び税務機関において、発票発行、代理発行業務時における身分確認要求強化など、発票発行の適正化を図っている。

[公布／公表機関] 国家税務総局

(意見募集期間:2020年1月8日～2月7日)

[原文] [中华人民共和国发票管理办法（修改草案征求意见稿）](#)

執筆担当:日本人弁護士 尾関 麻帆

## ＜インターネット情報管理・セキュリティ関連法令＞

### インターネット情報サービス管理弁法(改正草案意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、主にインターネット情報サービス業務の提供に関し、許認可申請、構築すべき社内運営システム及び違反時の罰則を規定するものであり、現行法から全面的な修正が行われている。本意見募集稿によると、インターネット情報サービスとは、ユーザーに対するインターネット情報の発信及びアプリケーションプラットフォームの提供を行うサービスを言い、ニュースの情報サービス、検索エンジン、インスタントメッセージ、オンライン生放送、オンライン決済、オンライン広告、オンラインショッピング等が含まれる。上記業務を行うにあたって、事業者は電信業務分類目録のB25のICP許可証の取得が必要となる。インターネット情報サービス業務の提供者は、情報発信の審査制度、ネットワーク安全と情報管理制度、ユーザーの情報の保護制度の構築が求められ、またユーザーの身分確認と身分情報をサーバーで2年間以上保存する義務が定められている。これらの義務違反者は最大100万円の罰金、営業停止、ライセンスの取消等に処されるとされている。

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室

(意見募集期間:2021年1月8日～2月7日)

[原文] [互联网信息服务管理办法（修订草案征求意见稿）](#)

執筆担当:中国弁護士 胡 絢静

### 信用調査業務管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、信用情報の定義、信用調査機構が信用情報の採集、保存、加工、提供及び使用等を行う場合の責務、及び情報主体の権利等について定めたものである。本意見募集稿の適用対象は、中国域内における信用調査だけではなく、中国域外で行われる中国の居住者に対する信用調査も含まれる(2条)。また、中国域内で信用調査を取扱う場合、生成・バックアップしたデータベースは中国域内に設置する義務があるとされている(35条)。本意見募集稿は、個人情報やデータの保護・越境移転等に関する規制と大いに関係するため、今後、これらに関する法令を含めて動向を注視する必要がある。

[公布／公表機関] 中国人民銀行

(意見募集期間:2021年1月11日～2月10日)

[原文] 征信业务管理办法（征求意见稿）

執筆担当：中国弁護士 李 芸

### <流通関連法令／化粧品>

#### 化粧品登録届出管理弁法

[ポイント] 本管理弁法は、2021年1月1日に施行された化粧品監督管理条例を受け、同条例下において、新しく整理された普通化粧品の届出制度、特殊化粧品の登録制度下における行政手続きを明らかにするものであり、中国において、化粧品の流通又はその原料の供給を企図する日系企業にとり、特に関心が高く、注意を要する弁法である。本年新しく施行された化粧品監督管理条例においては、外国の登録者・届出者は中国国内に域内責任者を指定することが求められていたところ、本管理弁法により、同責任者が実際の届出、登録作業、流通させた商品の不良品や安全性に関するモニタリングを行い、化粧品及びその新原料に対する品質安全に係る責任を負うなど、大きな役割を担うことが明らかになった。中国において化粧品を流通させる又は中国において流通する化粧品の原料を供給する外国企業は、今後は化粧品関連規制の遵守のために、信用に値する中国国内の域内責任者の選任することに加え、同責任者との間の業務分担・責任分担にかかる取り決めを明確にしておくことがコンプライアンス上重要となってくると思われる。

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局

2021年1月7日公布、2021年5月1日施行(国家市場監督管理総局令第35号)

[原文] 化妆品注册备案管理办法

執筆担当：日本人弁護士 尾関 麻帆

### <民事訴訟法関連法令>

#### 最高人民法院及び司法部による弁護士に対するワンストップ訴訟サービスの提供に関する意見

[ポイント] 中国では、国務院の「中国の司法改革白書」(2012年)等に、司法公開、弁護士の執務権保障等の司法改革の方針が示され、同方針に基づく「法による弁護士の執務権保障に関する規定」(2015年9月16日発布)に、インターネット情報システムと弁護士サービスプラットフォームを策定すること等が規定されている。本意見はインターネット上での弁護士の身分確認や訴状提出等の訴訟手続、訴訟資料閲覧等により訴訟手続のオンライン化を促進することで、弁護士の執務権を保障し訴訟手続を効率化することを志向する。たとえば、弁護士は中国弁護士識別プラットフォームを通じて法院に対する身分照合を行い(2条)、身元確認後には弁護士サービスプラットフォームによりオンラインで訴訟業務を行うことができる(3条)。弁護士サービスプラットフォームでは、オンラインで訴えの提起、調停、法廷審理、書類の閲覧や、訴えの取下げ、証拠収集の申立て等を行うことができる(7条)。また、オンラインでのメッセージ送信や通話等、裁判官へのコンタクトができることも規定されている(13条)。

[公布／公表機関] 最高人民法院司法部

2020年12月16日公布

[原文] 最高人民法院 司法部关于为律师提供一站式诉讼服务的意见

執筆担当：日本弁護士 岩井久美子

#### 最高人民法院による人民法院のオンライン案件処理における若干問題に関する規定(意見募集稿)

[ポイント] インターネット関連紛争等に対しては従来から杭州・北京・広州でインターネット法院が開設され、案件の審理・受理・送達・和解・証拠の交換・審判等の訴訟手続を基本的にオンラインで行うことが可能であったが(「インターネット法院の案件審理に関する若干の問題に関する最高人民法院の規定」(2018年9月7日施行)等)、新型コロナウイルス流行後は各地の法院でもオンライン審理が行われるようになった(もともと、訴状等は郵送の形が採られることが多く、完全にオンライン化されない部分も残っている)。本規定は、オンライン訴訟のルー

ルを策定して当事者の訴訟権を保障すると共に公正かつ効率的な裁判の実現を目的として制定される予定である。本規定ではオンライン訴訟を定義した上で(当事者等が、電子訴訟プラットフォームにより、インターネットを介してオンラインで訴えの提起、受理、送達、調停、証拠交換、尋問、証拠調べ、審理、判決、執行など、訴訟の全部または一部を行う訴訟(1 条))、オンライン訴訟を行える案件を民事・行政訴訟、民事特別手続・督促手続、民事執行・行政執行・刑事付帯民事執行案件に限定している(2 条)。また、オンラインでの訴え提起や応訴等の手続(7 条、8 条)やオンライン訴訟に同意したにもかかわらず正当な理由なく手続に参加しなかった場合の訴えの取下げ擬制(3 条)等、具体的手続も規定されている。

[公布／公表機関] 最高人民法院

(意見募集期間:2020 年 1 月 21 日～2 月 5 日)

[原文] [最高人民法院关于人民法院在线办理案件若干问题的规定（征求意见稿）](#)

執筆担当:日本弁護士 岩井久美子

### 最高人民法院による民間貸借に関する新たな司法解釈の適用範囲問題に関する回答

[ポイント] 2020 年 8 月に民間貸付(金融機関以外の民間企業・民間人による金銭の貸付行為)に関する司法解釈である「民間貸借事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」(法釈[2015]18 号)が改正され、民間貸付に係る上限金利が貸付時の 1 年物ローンプライムレート(LPR)の 4 倍(中国人民銀行 2021 年 2 月 20 日発布の 1 年物 LPR3.85%をベースに計算すると年利 15.4%)に引き下げられるなど重要な変更が加えられたところ(「新民間貸借司法解釈」)、かかる新民間貸借司法解釈の適用範囲に関して、最高人民法院は広州高級人民法院への回答という形で新たな司法解釈(「本司法解釈」)を発布した。本司法解釈においては地方金融監督管理部門が監督管理する小額貸付会社、融資担保会社、地域株式市場、質屋、ファイナンスリース会社、商業ファクタリング会社、地方資産管理会社等の 7 類型の地方金融組織は、金融監督部門が承認し設立した金融機関に属するものであるとし、新民間貸付司法解釈の適用対象外であることを明らかにした。これまで最高人民法院は具体的な案件処理において、小額貸付会社は金融機関に属さないことを理由に民間貸付司法解釈の対象とならなかつたため、実質的には判例変更がなされたとも言える。関連する業種の企業にとっては極めて大きな影響のある実務上の取扱いの変更であり、注意が必要である(なお、本司法解釈は 2020 年 11 月 9 日には最高人民法院の内部決裁を通過し、公告の日付は 12 月 29 日、施行日は 2021 年 1 月 1 日となっているが、関連する市場への影響力が甚大であるためか、公布のタイミングは施行日より遅い 2021 年 1 月 21 日となっている。)

[公布／公表機関] 最高人民法院

2021 年 1 月 21 日公布、2021 年 1 月 1 日施行(法釈[2020]27 号)

[原文] [最高人民法院关于新民间借贷司法解释适用范围问题的批复](#)

執筆担当:日本弁護士 唐沢 晃平

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

### ◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



## 中国万感



### 中国で流行している学生・社会人向け「学習アプリ」

中国弁護士 鄧 翌雲

シスコの元 CEO である John Chambers は、インターネットと教育の関係について多くの名言を残している。十数年前、彼は「将来、科学技術が多くの産業に重大なトランジションを与え、教育も同じだ。」と述べた。

筆者が学生の時、授業といえば、いわゆる教師と生徒の物理的な「対面教育」が主流であり、教科書、参考書、学校での授業が最も主流な学習方式であった。これは、社会人になってからの外国語や職業スキルの学習の場合も同じであった。

中国では、インターネット上のイノベーションを起爆材にしてここ十数年で急速な発展を遂げている。

折しも、コロナ禍の影響により、オンライン教育の普及が加速している。「非接触経済」の発展の提唱を背景に、従来の対面授業は、これまでで一番厳しい状況に直面している。民間機構の市場調査によれば、2020年のオンライン教育産業の市場規模は前年比35.5%増の2573億人民元となっており、同産業における年間累計融資額は1034億人民元にも達し、教育産業全体の89%を占めた<sup>4</sup>。

その結果として、最近では、学生向けだけでなく、社会人向けの学習に関するアプリ等が昔より大幅に増加し、充実している。

社会人は、学生とは異なり、仕事をしながら学習することになるので、学習に費やす時間をあまり持てないといった問題があるが、そのような人たちにうってつけの、ネットで好評の学習アプリを、筆者の最近の体験をもとに、以下にいくつか紹介する。

#### ◇ 「中国のオープンコースシェアプラットフォーム」——網易公開課

「網易公開課」は、網易(NetEase)グループ傘下のオープンコースプロジェクトである。当該プロジェクトは知識の共有を目的とし、中国国内外の名門大学の講座を含み、人文、社会、芸術、科学、金融など幅広い分野がカバーされた無料のオープンコースプラットフォームである。プロジェクトの公益性及び純粋性を保つために、広告宣伝等は一切ない。読者の皆さんは世界各国の知識人による講演動画の無料配信プロジェクト「TED(Technology Entertainment Design) Talks」をご存じだと思うが、「TED Talks」をはじめとする一部の外国語動画は中国語の字幕付きで定期的に公開されている。

#### ◇ 「スキマ時間を利用する」——知乎日報、滬江開心詞場

社会人は、職場で過ごす時間が多いので、勉強にはそのスキマ時間の活用が大切となる。筆者の場合、以下のアプリをよく利用している。

##### ◆ 「知乎日報」

「1日3回、1回7分間」というキャッチフレーズが示す通り、簡潔な質問と回答からなるのがこの情報系アプリの特

<sup>4</sup> iResearch Inc.:「中国オンライン教育業界リサーチ報告書 2020年」  
[http://report.iresearch.cn/report\\_pdf.aspx?id=3724](http://report.iresearch.cn/report_pdf.aspx?id=3724)

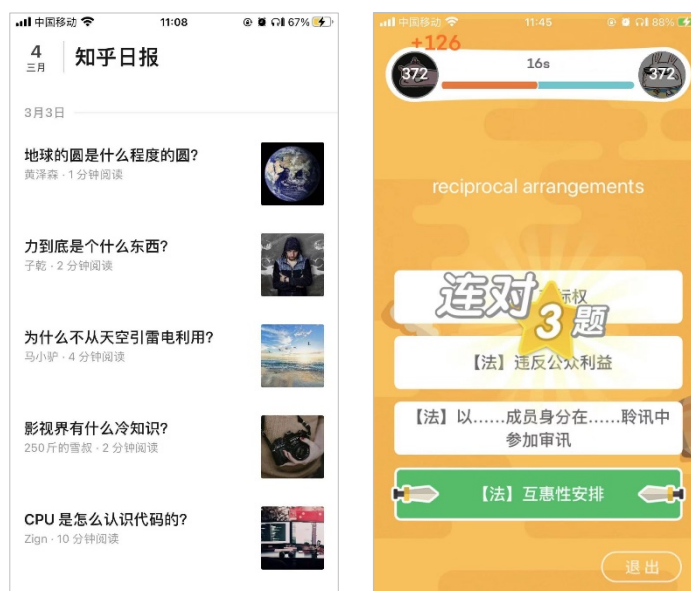


徴である。「知乎(Zhihu)」とは、中国において最も有名な Q&A コミュニティである。「知乎」においてユーザが優れているとして選んだ回答、国内の著名メディアコラムニストの文章から「知乎日報」は構成されている。筆者はいつも 10 分ほどで 5 つぐらいの質問を選んで文章を閲覧する。複雑な質問でも、簡潔な文章を使い、絵や図表を交えて説明されているので素人でも非常に理解しやすい。

#### ◆ 「滬江開心詞場」

アプリ名が示す通り、単語を暗記するための外国語(英語、日本語以外にも、ドイツ語など多言語の学習に対応している)学習アプリである。一般的な単語暗記アプリ同様、単語は、場面ごとに分類されており、スペル、発音、意味及び例文を確認することができる。なお、学習成果を確認するために、各ステージの最後に確認テストが設けられている。

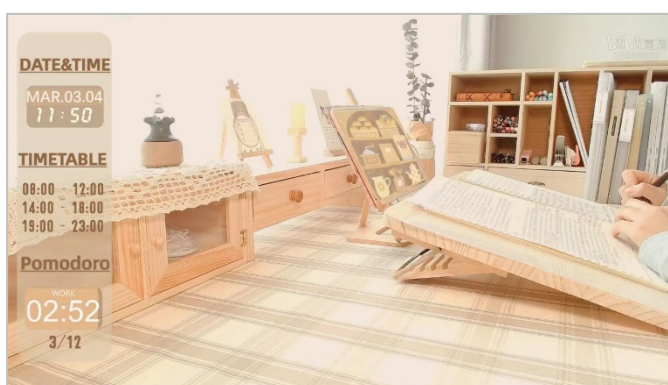
おすすめポイントは、単語テストの対戦機能である。世界中で大人気シチュエーション・コメディの『フレンズ』のモニカみたいに勝ち気な性格な人であれば、他人との対戦によって学習を促すのが良い方法かもしれない。対戦の場合は、出題範囲が単語帳全体に及ぶので、まだ学習していないところがテストにて出る可能性もある。対戦相手は Wechat や QQ の友達であったり、ランダムに選ばれた全くの知らない人であったりする。対戦ゲーム形式でより多くの単語を覚えることができるかもしれない。



[左:「知乎日報」は面白いトピックが豊富である。右:「沪江開心詞場」の対戦画面。]

#### ◇ 「集中しやすい環境を作る」——学習ライブ配信

勉強に集中できる環境を作ることも、学習効率を上げるうえで大切である。コロナの蔓延後、図書館や自習室は教室同様、一時閉鎖せざるを得なかった。筆者の場合、自宅での学習は、騒音やペット等の邪魔が入るため、なかなか集中できず、効率は低かった。同じ悩みを抱えている人が多いのか、ネットでは「寄り添い学習(中国語: 陪伴学习)」というライブ配信がにわかに人気を集めている。Bilibili、Douyin(tiktok の中国大陸版)等のライブ配信ができるアプリで「寄り添い学習」でキーワード検索をすると、複数のライブ配信室(中国語: 直播间)が出てくる。これらのライブ配信は、図書館や自習室のような集中できる環境を提供することが目的で、同じ様に日々勉強に励む人と繋がることができ、また、互いの学習状況を確認することでモチベーションを上げることもできる。配信室コメント欄で互いに励ましの言葉を送ったり、過去の試験準備の経験をシェアしたりすることもできる。配信者の中には特定の試験(司法試験等)を目指している人もおり、月又は日単位のスケジュールを画面に表示したりもする。また、筆記等の際のホワイトノイズを流すと自習室のリアリティ感も一層増す。



*[学習ライブ配信中のスクリーンショット。通常は長時間ほぼ同じ画面で変化は少ない。]*

以上

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
    - 弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
    - 弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。